

白石市農業委員会だより

2021256

令和8年7月は「農業委員」
「農地利用最適化推進委員」の
改選時期です



女性農業者は、基幹的農業従事者の約4割を占め、生産・販売の現場で大きな役割を果たしています。今後の農業・農村の発展には、女性農業者の活躍が不可欠であり、女性が働きやすく暮らしやすい農村をつくるためには、地域の方針決定などに参画し、女性の声を反映させることが重要です。あなたも「農業委員」や「農地利用最適化推進委員」として地域農業の発展のために活動してみませんか。詳しくは、今後お知らせする広報しろいしやホームページ等をご確認ください。

【主な業務】農地の売買・貸借や転用申請の審議・現地調査、農地パトロール、農地利用の最適化活動、農業者への情報提供・相談対応など

○女性登用で期待できる効果○

性別、世代に関わらず積極的な社会参画を目指すことで、多様な意見を反映した地域づくりや農地の集積・集約が期待できます。また、女性が参画していくことで、女性自身の関心や意欲が向上し、さらなる女性の参画を推進することが期待されます。

全国農業新聞8月号に掲載されました！

安心・安全優先の果樹栽培

【寿丸果樹園】

～明治34年創業～

5代目 大和田良樹さん

農業と化学肥料を県の慣行基準の半分以下に減らすとともに、あえて葉を取らない「葉取らずりんご」を栽培しています。葉による光合成が多いため、糖度の高い濃い味になるのが特徴です。こまめな病害虫被害の観察など手間も時間もかかりませんが、安心安全を優先し品質チェックは欠かしません。加工品の販売やSNSを活用した果樹園の魅力発信にも力を入れています。



◎農業者年金◎

～安心して老後の生活を送るために～



農業者年金とは、積み立て方式の確定拠出型年金で、自己負担保険料に運用収入がプラスされて年金が支払われる制度です。他の年金と比べ、本人の意思で脱退ができて、元本割れの補填等もあり、安心して加入できる終身年金です。加入条件など詳しくは農業者年金基金ホームページをご覧ください。

(問い合わせ先) 農協または農業委員会事務局

11月

イベント情報

第45回白石市農業祭

・日にち 8日・9日
・場所 ホワイトキューブ

「農業委員会ブース」で簡単なアンケートに答えていただいた方に粗品をプレゼント！さらに、女性の方にはスナックエンドウの種またはチューリップの球根をプレゼントします！

ぜひご来場ください♡

※女性農業者の地位向上等を目的に設立された「みやぎアグリレディス21」の農業委員会女性委員活動支援事業を活用しています。





農家相談日



相談の様子（2名の委員が相談にのります）

毎月10日に開催している農家相談では、農業や農地に関する様々な疑問や問題について相談することができます。農業委員が親身になってお答えしますので、ぜひお気軽にお越しください。

●場所 農業委員会事務局
(農林振興センター内)

●時間 10時～12時

※予約不要

※土日祝日の場合は直前の開庁日

農地中間管理 事業とは？



令和7年4月以降の農地の貸借等は、農地中間管理事業（出し手と受け手の間に農地バンクを経由する契約）または農地法第3条許可（出し手と受け手による相対での契約）のいずれかでの方法となりました。農地中間管理事業の場合は、「公的機関のため賃料が確実に振り込まれる」「貸付期間終了後は農地が返ってくる」「税制優遇を受けられる場合がある」「手続きの負担が少ない」などのメリットがあります。ただし、金納のみの取扱いとなりますので、物納での貸借を希望される場合は、農地法第3条の許可申請が必要です。

※手続きには数か月程度の期間を要します。

※手数料がかかります（出し手・受け手ともに賃料の1%）

【税制優遇の例】

●固定資産税

所有する農業振興地域内の全農地（10アール未満の自作地を除く）を農地バンクへ貸し付けた場合、2分の1に軽減（10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間）。
※現時点での適用期限は令和8年3月31日まで

●贈与税・相続税

納税猶予を受けている方が農地バンクを通じて適用農地を貸し付けた場合は猶予が継続します。

それ、違反かも！？



農地の権利移動や転用には事前の申請が必要です！

無断で農地の貸し借りや転用と思われる事案が度々発生しています。特に、農地の転用については許可を得ないで行くと、原状回復命令や罰金等が科せられる場合がありますので、事前にご相談ください。

相続登記が義務化されました！

土地などの名義が亡くなった方のままになっていませんか？ 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続したことを知った日から3年以内に登記をする必要があります。違反すると10万円以下の過料が科せられる場合があります。また、農地の相続登記完了後は農業委員会への届出も必要です。